

重要事項説明書

(梅菅園居宅介護支援事業所)

当事業所は、ご契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者

名称	社会福祉法人 本郷福祉会
法人所在地	広島県三原市下北方二丁目9番1号
代表者氏名	理事長 加村 博志
電話・ファクシミリ番号	TEL (0848) 86-1750(代) FAX (0848) 86-1788

2 事業所

名称	梅菅園居宅介護支援事業所
管理者名	本山 真由美

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的

社会福祉法人本郷福祉会が開設する梅菅園居宅介護支援事業所が行う指定介護支援の事業は居宅において要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、公平中立な立場で適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

4 通常の事業の実施地域

三原市本郷町、本郷南、本郷北、下北方、南方、小坂町、長谷、沼田、新倉、沼田東町、小泉町、沼田西町、高坂町

5 居宅介護支援給付管理件数について

事業所の介護支援専門員1人あたりの介護給付管理は、39件を超えないこと。

6 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝日及び、12月30日から1月3日までを除きます。）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで営業します。
- 3 受付時間 電話等により24時間常時連絡が可能です。

7 苦情処理

提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

①	当事業所の窓口	相談担当者 管理者 本山 真由美 受付時間 8:30 ~ 17:30 〒729-0414 広島県三原市本郷町下北方二丁目9番1号 電話 0848-86-1750
②	当法人の第三者委員	中村 益夫 住所 三原市沼田西町松江 2115 電話 0848-86-2408
		吉行 導治 住所 三原市本郷町南方 20322-3 電話 0848-86-2933
③	公的団体の窓口	三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話 0848-67-6240
④	公的団体の窓口	広島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 電話 082-554-0783

8 職員体制と職務内容

従業者の職種	員数	常勤・非常勤	職務内容
管理者	1	常勤 (介護支援専門員兼務)	職員と業務の管理、 利用申し込みの調整 基準遵守のための指揮命令 従業者の研修機会の確保
介護支援専門員	2	常勤 2名	居宅介護支援業務

9 利用料

介護保険から事業所に支払われる居宅介護支援費は各種の加算を含め次表の通りです。

なお、介護保険適用となる場合は原則利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険により負担されます)

サービス内容	利用料 (原則利用料を支払う必要はありません) (1月につき)	
居宅介護支援費 (I) (i)	要介護1・2	10,760円
	要介護3・4・5	13,980円
居宅介護支援費 (I) (ii)	要介護1・2	5,390円
	要介護3・4・5	6,980円
居宅介護支援費 (I) (iii)	要介護1・2	3,230円
	要介護3・4・5	4,180円

※介護支援専門員1人当たりの取扱件数

(i) 40件未満の部分

(ii) 40件以上60件未満の部分

(iii) 60件以上の部分

加算名	利用料（原則利用料を支払う必要はありません）	
初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	3,000円 (1月につき)
入院時情報連携加算 (I) 入院時情報連携加算 (II)	(I) 入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (II) 入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合	(I) 2,000円 (II) 1,000円 (1月につき)
退院・退所加算 (I) イ 退院・退所加算 (I) ロ 退院・退所加算 (II) イ 退院・退所加算 (II) ロ 退院・退所加算 (III)	入院等の期間中に病院等の職員と面談および連携を行い 居宅サービス計画の作成をした場合。 (I)イ 連携1回 (I)ロ 連携1回（カンファレンス参加） (II)イ 連携2回以上 (II)ロ 連携2回（1回カンファレンス参加） (III) 連携3回（1回カンファレンス参加）	(I)イ 4,500円 (I)ロ 6,000円 (II)イ 6,000円 (II)ロ 7,500円 (III) 9,000円 (1回につき)
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合	2,000円 (1回につき)
ターミナルケア マネジメント加算	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合	4,000円 (1月につき)
通院時情報連携	利用者の診察時に同席し、医師等に利用者の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円 (1月につき)

10 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所管理者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 守秘義務について

サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。

利用者もしくは家族から文書により同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず同意書の内容のとおり情報提供できるものとします。この守秘義務は、契約終了後も有効です。

12 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 当事業所では、ご契約者（利用者）のご家庭等に訪問し、サービスを提供します。
- (2) サービスの概要

- ①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成。
 - ②各サービス事業所等との連絡調整。
 - ③各サービス実施状況の把握とケアプランの評価
 - ④居宅サービス計画（ケアプラン）の変更。
 - ⑤その他関係書類作成、代行申請。
- (3) 利用料金
- ①居宅介護サービス計画作成支援事務費は、ご本人負担はありません。
(介護保険より介護給付費として、いただく事となります。)
 - ②通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、運賃及び有料道路料金を実費としていただきます。

13 居宅介護支援業務の実施方法等について

- (1) 利用者が要介護状態にあっても可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び障害・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように連携を図ります。
- (2) 居宅サービス計画の作成について、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求められることができると同時に居宅サービス計画に位置づけた選定理由の求めに際して説明を丁寧に行います。
- (3) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされており、ケアプランを交付させていただきます。入院時には、サービス等の情報を医療機関と共有し、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援できるよう、入院時には居宅介護支援事業所及び担当介護支援専門員の氏名を伝えていただきますようお願い致します。
- (4) サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、主治の医師・歯科医師・薬剤師等に必要な情報伝達を行います。

梅菅園居宅介護支援事業所の提供するサービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

梅菅園居宅介護支援事業所

氏名

印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族 住所

(代理人)

氏名

印

続柄